居住制限区域（浪江町）所在の申立法人について、申立法人が所有する土地上の竹林等につき公的除染実施後も放射線量が高かったため、除染費用として、環境省や地方自治体と協議等の上で専門業者に依頼して行った竹林等の伐採・除根等の費用の全額とともに、それに伴い必要となった擁壁設置工事費用の一部の賠償が認められた事例。

2238

和　解　契　約　書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人法人Ｘ（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第１　和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙損害一覧表記載の損害項目（期間の記載のあるものはその期間に限る。以下同じ。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

第２　和解金額

被申立人は、申立人に対し、第１項の損害項目についての和解金として、金３２６６万１９８０円の支払義務のあることを認める。

第３　支払方法

（省略）

第４　除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、別紙損害一覧表記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

第５　国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が別紙損害一覧表記載の損害項目（除染費用）について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の法人名、所在地、連絡先等の情報を必要な範囲内で提供することができる。

第６　清算条項

申立人と被申立人は、第１項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア　本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ　本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第７　手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
令和８年３月２５日

（仲介委員　伊藤　嘉健）

損害一覧表

	損害項目	期間	金額（円）
1	除染費用	自　令和2年2月20日 至　令和3年9月30日	32,661,980
		合計	32,661,980